

津市公共施設内自動販売機設置場所の貸付けに係る実施要領

1 実施目的及び概要

公共施設の利便性の向上及び本市の自主財源の確保を図るため、飲料等の自動販売機を設置し、適切に維持管理を行うことを条件として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産の床等の一部について賃貸借を行います。

2 設置先に係る事項

自動販売機の設置先に係る事項は次のとおりです。

設置先番号	施設名称	設置台数	屋内屋外の別	販売物	貸付期間	その他の事項
1	津市白塚市民センター（屋内）	1台	屋内	飲料等	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	設置先物件調書1のとおり
2	津市白塚市民センター（屋外）	1台	屋外	飲料等		設置先物件調書2のとおり
3	リサイクルセンター（工場棟）	1台	屋外	飲料等		設置先物件調書3のとおり
4	リサイクルセンター（車庫棟）	1台	屋外	飲料等		設置先物件調書4のとおり
5	津市中消防署西分署	1台	屋内	飲料等		設置先物件調書5のとおり
6	津市白山消防署美杉分署	1台	屋内	飲料等		設置先物件調書6のとおり
7	津市フットパーク美杉	1台	屋外	飲料等		設置先物件調書7のとおり

3 賃料

賃料は、本市の設定する予定価格（年額を記載してください。）以上の額で、かつ、有効な入札による入札金額のうち最高の価格に消費税及び地方消費税を加算した額（屋外の場合は非課税）とします。

4 賃料の納入

賃料については、各年度単位で毎年4月から5月頃までに本市から納入の通知を行いますので、納入通知書に記載された期限までに、各年度分を全額

納付するものとしします。

5 自動販売機の仕様

- (1) 自動販売機本体は、設置先物件調書で指定する場所において筐体設置スペースの寸法内で収まるものとしします。
- (2) 自動販売機本体は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよい機種で、ノンフロン機種としします。
- (3) 自動販売機本体は、設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いのものとしします。
- (4) 空き缶等の回収ボックス（以下「回収ボックス」といいます。）は、販売品目に応じて分別回収に必要な個数を用意するものとし、回収ボックス設置スペースの寸法内で収まるものとしします。設置場所については、自動販売機本体の設置場所付近において各施設担当者の指示する場所に設置してください。
- (5) 販売品目は、茶、飲料水、炭酸飲料、ジュース、コーヒー等の飲料（酒類を除く。）を主とし、加工食品、菓子類をあわせて販売することも可とします。

6 自動販売機の設置及び維持管理

- (1) 設置先物件調書を精読するとともに、事前に各施設担当者への確認や設置場所の確認をしてください。
- (2) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認し、日本産業規格（JIS規格）及び業界自主規制に準拠した震災対策及び転倒防止対策を講じた上で、安全に設置してください。
- (3) 商品の補充や金銭管理等、自動販売機の維持管理に必要な作業については、設置事業者が行ってください。また、商品の消費期限に注意し、在庫管理を適切に行ってください。
- (4) 空き缶等の廃棄物は設置事業者の責任において定期的に適切な回収を行ってください。
- (5) 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、各施設担当者の指示に従ってください。
- (6) 金銭保管部分を施錠する等、防犯対策を十分に講じてください。
- (7) 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、設置事業者の責任

において対応することとし、連絡先を自動販売機本体の判別しやすい箇所に必ず明記してください。

7 電気の使用について

電気使用料の納付については、原則として設置事業者が証明用計器（以下「子メーター」といいます。）を設置し、その指示値により計測した使用量に、料金単価（税込）を乗じて積算した額を、本市から通知しますので、同封の納入通知書によって記載された期限までに納付することにより行うものとしします。

なお、指定管理者が管理する施設で、その光熱水費を指定管理者が負担する施設については、設置事業者から指定管理者に対して、直接支払うものとしします。詳細については、決定後、施設所管課及び指定管理者と協議してください。

(1) 電気工事

自動販売機の運転に必要な電力については、各施設の電気コンセントを利用できますが、電気コンセント設置工事や電気配線工事等が必要となる場合は、事前に各施設担当者と十分な調整を行い、設置事業者の負担にて実施してください。

(2) 月別報告書

自動販売機の売上額、本数及び子メーターの指示値について、毎月1日時点の指示数を（別紙1）月別報告書により、各施設担当者に報告を行ってください。（毎月1日が休日又は祝日の場合は、翌開庁日の指示値を報告してください。）

8 経費の負担

次に掲げる費用については設置事業者の負担とします。

- (1) 契約の締結（印紙税を含む。）に要する費用
- (2) 自動販売機（証明用計器（子メーター）及び回収ボックスを含む。）の調達、設置及び移設に係る費用
- (3) 電気使用料等の自動販売機の運転に係る費用
- (4) その他事業実施に係る一切の費用

9 暴力団等の不当介入の排除等

契約等の適正な履行を確保するため、（別紙2）暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書の記載事項を遵守してください。

10 設置事業者の決定の取消し

次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が設置条件若しくは入札参加資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合

11 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し又は契約が解除された場合は、自己の負担において、速やかに原状回復を行わなければなりません。

12 その他注意事項

- (1) 設置事業者は、賃貸借契約書及び本実施要領の記載内容を遵守しなければなりません。
- (2) 設置事業者は、この賃借権を第三者に譲渡し又は転貸し、担保に供することはできません。
- (3) 賃貸した床等を、本市が公用若しくは公共用に供するため必要とするとき又は本実施要領及び賃貸借契約書の記載内容に違反する行為があるときは、賃貸借契約を解除することがあります。
- (4) 施設の改修工事や災害対応などにより施設を閉鎖したり、自動販売機の移設を依頼したりする場合があります。その場合は、本市が指定する位置に設置事業者の負担にて移設を行ってください。
- (5) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、津市財産に関する条例、津市契約規則等その他の関連法令に定めるところにより処理します。

13 緑の貯金箱事業

本市では、津市緑化基金寄附型自動販売機「緑の貯金箱」事業を実施しており、飲料等の売上げの一部を津市緑化基金へ寄附することに賛同できる設置事業者を任意募集していますのでご協力お願いいたします。

【問い合わせ先】

- (1) 貸付けに関する問い合わせ先
政策財務部財産管理課
財産活用・建築修繕支援担当
電話番号 059-229-3126

- (2) 設置先物件に関する問い合わせ先
設置先物件調書に記載の各施設担当